

事務連絡
令和3年9月15日

各府省庁担当官 各位

内閣官房副長官補室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について（周知）

令和3年9月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」（別添1参照。以下「基本的考え方」という。）が決定されました。

基本的考え方では、民間が提供するサービス等においては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であるため、接種証明の活用が幅広く認められることを明確にするとともに、各業界においてその実情に応じたガイドラインを策定することも考えられる旨等が記載されています。

各府省庁におかれては、各所管の関係団体等に対し、別添1を周知いただくとともに、各所管の関係団体等から接種証明の利用に関する取組（ガイドライン策定を含む）について照会等があった場合に適切に対応できるよう窓口担当部署を明確にするなどの体制整備をお願いいたします。各府省庁からの問い合わせ先については、下記のとおりといたしますので、各府省庁の窓口担当部署を9月17日（金）までに、こちらに登録願います。

なお、関連する文書として「ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？」（別添2参照。令和3年9月3日新型コロナウイルス感染症対策分科会）及び「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」（別添3参照。令和3年9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部）も参考に添付いたします。

（別添1）新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

（別添2）ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？

（別添3）ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方

【問い合わせ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：船木、鶴野、大石

TEL：03-5253-2111（内線85973, 85975, 85976）

MAIL：vaccinecert.t9j@cas.go.jp